

## 流山市求人情報発信支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が人材の獲得・確保を目的として行う、求人情報の発信に資する取組に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号に掲げるいずれかの者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等
- (3) その他前2号に準ずるものとして市長が認める者  
(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有し、補助金の交付を受けた後も市内において事業を継続する意思がある中小企業者等であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 求人する職種に係る事業を市内で引き続き1年以上営んでいること。
- (2) 次条第1項第2号に規定する事業を通じて雇用した者については、3年間は市内事業所で雇用する意思があること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 代表者（法人の場合はその役員を含む。）が流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号）第2条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者のいずれでもないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出を要する事業を行うものではないこと。
- (8) 政治的活動及び宗教的活動を行うものでないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内の事業所で雇用するために次の各号に掲げる人材の獲得・確保を目的に行う求人情報の発信に資する事業とする。ただし、当該事業により求人をする職種は、流山市を所管する公共職業安定所（職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条第1項に規定する公共職業安定所をいう。）管内の規則第3条の申請の日前において公表されている直近2カ月の常用的雇用の有効求人倍率が、2カ月連続して1.0以上の職種であるものに限る。

- (1) 就職情報媒体への求人情報の掲載事業及び合同企業説明会への出展事業
- (2) 成功報酬型人材紹介サービスを利用した雇用事業

2 補助対象事業の実施期間及び規則第12条に規定する実績報告の期限は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前項第1号の事業については、規則第3条の申請をした日の属する年度（以下「交付申請年度」という。）の3月31日（当該日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び流山市の休日を定める条例（平成元年流山市条例第23号）第1条第1項第3号に規定する日である場合は、当該日の前の直近の開庁日）までに事業を完了し、及び実績報告を市長に提出すること。
- (2) 前項第2号の事業については、交付申請年度の12月31日までに契約期間を終え、当該事業により雇用に至らなかった場合にあっては、当該年度の1月15日までに変更等承認申請を市長に提出し、市長の承認を得た上で、当該年度の1月31日までに実績報告を提出し、雇用に至った場合にあっては、当該年度の1月31日までに

実績報告を市長に提出すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）とする。ただし、国、県その他の団体から当該経費について補助金等の交付を受ける場合は、当該経費からその交付を受ける額を控除した額を補助対象経費とする。

(1) 前条第1項第1号に規定する事業 就職情報媒体への求人情報の掲載料及び合同企業説明会への出展料

(2) 前条第1項第2号に規定する事業 成功報酬型人材紹介サービスを利用して雇用した場合に当該サービスを提供する事業者へ支払った成功報酬

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号に規定する補助対象事業 補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い方の額

(2) 前条第1項第2号に規定する補助対象事業 補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）又は40万円のいずれか低い方の額

2 第4条第1項各号に規定する事業について、併せて申請する場合の補助金の額は、前項各号の補助金の額の合計額とする。

(手続)

第7条 補助金の申請その他の規則で定める手続及び当該手続に使用する様式は、別表に定めるとおりとする。

2 規則第3条の申請は、第2条各号の中小企業者等ごとに行うものとし、1年度当たり1回限りとする。

(報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金対象経費を支払った事業者から返戻金が生じ、又は生じると見込まれる場合は、速やかにこれを

市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合は、当該報告をした者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(交付決定を受けた者の協力)

第9条 市長は、補助金を交付した後、当該補助金を交付した者に対し、人材の獲得・確保を目的に行う求人情報の発信に資する事業実施後の状況に関する報告その他の協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

#### 別表（第7条関係）

手続の区分	使用する様式の名称	添付書類	様式番号
申請（規則第3条）	流山市求人情報発信支援補助金交付申請書	(1) 登記簿謄本の写し等市内で事業を営んでいることが確認できる書類 (2) 従業員数及び雇用形態が確認できる書類 (3) 市税に滞納がないことを確認できる書類（市長が公簿等により滞納がないことを確認することに同意した場合を除く。） (4) 補助対象経費の算定根拠が分かる書類 (5) 実施を予定する事業の内容が分かる書類（利用する広告媒体における実際の求人掲載画面又は合同企業説明会や成功報酬型人材紹介サービスのパンフレット等）	別記第1号様式

		(6) 補助対象経費について国、県その他の団体から交付決定を受けている場合は、その交付決定通知等の写し (7) その他市長が必要と認める書類	
決定通知(規則第6条)	流山市求人情報発信支援補助金交付決定(申請却下)通知書		別記第2号様式
変更等承認申請	流山市求人情報発信支援補助金変更等承認申請書	変更内容が分かる資料	別記第3号様式
変更等承認決定通知	流山市求人情報発信支援補助金変更等承認決定(申請却下)通知書		別記第4号様式
実績報告(規則第12条)	流山市求人情報発信支援補助金実績報告書	(1) 補助対象経費の支払いが分かる書類 (2) 事業の実施が分かる書類(利用した広告媒体における実際に掲載した求人掲載画面又は参加した合同企業説明会の当日の写真や成功報酬型人材紹介サービスを通じて雇用したことがわかるものなど)	別記第5号様式

		(3) 補助対象経費について国、県その他の団体から交付決定を受けている場合は、その確定額が分かる書類	
確定通知(規則第14条)	流山市求人情報発信支援補助金交付確定通知書		別記第6号様式
交付請求(規則第15条)	流山市求人情報発信支援補助金交付請求書		別記第7号様式